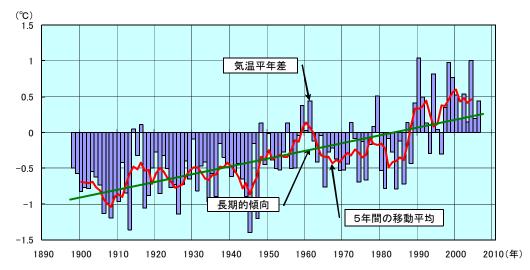
# 第Ⅱ章 地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策の推進

- 1 地球温暖化防止に向けた国際的取組
- 地球温暖化は、自然の生態系や人類の生存基盤に深刻な影響を及ぼす最も重要 な環境問題の一つ。
- 「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)」が平成19年(2007年)に取りまとめた「IPCC第4次評価報告書」によると、地球の平均地上気温は平成17年(2005年)までの100年間に0.74℃上昇。さらに、今世紀末までに最大で6.4℃上昇すると予測。
- 我が国では、100年で1.07℃上昇していることを気象庁が観測。
- 内閣府の調査によると、地球温暖化のもたらす影響として、海面上昇による沿 岸域への被害や、雨量や河川流量の大きな変化などに対して国民の高い関心。

## 日本の年平均地上気温平年差の経年変化(1898~2006年)

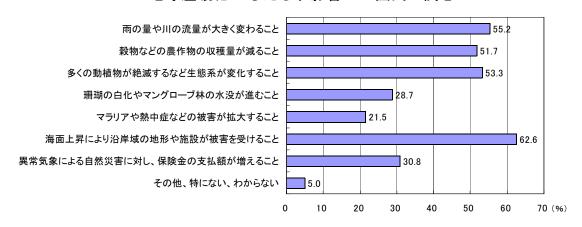


資料:気象庁資料より作成

注:1)棒グラフ(青)は各年の平均気温の平年差、折れ線(赤)は年々の変動を取り除くため5年間の 移動平均、直線(緑)は長期的傾向を示している。

2) 年平均気温平年差は、各地点について月平均気温の観測値と平年値(1971~2000年の30年間平均した値)との差(平年差)を求め、各月について各地点の平年差を平均し、それらの値を1年分平均した各年の値。

#### 地球温暖化がもたらす影響への国民の関心



資料:内閣府「地球温暖化対策に関する世論調査」(平成17年7月実施)

### 2 我が国における地球温暖化防止対策の推進

- 平成14年の京都議定書の締結を受け、農林水産省では、同年12月に「地球温暖 化防止森林吸収源10カ年対策」を策定し、国、地方を通じた健全な森林の整備・ 保全等のための取組を推進。
- 平成17年(2005年)に閣議決定された「京都議定書目標達成計画」においては、 我が国の6%削減約束の達成に向け、3.8%に当たる1,300万炭素トンを森林吸収 量で確保する目標を設定。森林吸収源は我が国の温暖化対策において特に重要な ものとして位置づけ。

### 地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策の主な内容

## 健全な森林の整備

- ○各地域において幅広い関係者が参画して、管理 不十分な森林の整備に向けた行動計画を作成
- 〇間伐の実施、育成複層林への誘導等多様で健全 な森林の整備等の推進





### 保安林等の適切な管理・保全等の推進

- 〇山地災害のおそれの高い地区や奥地水源 地域における荒廃地等の復旧整備
- 〇保安林制度の適切な運用により、保安林 の保全対策を推進





# 木材及び木質バイオマス利用の推進

○木材利用に関する国民への普及啓発、 木材産業の構造改革等を通じた住宅 や公共部門等での木材の利用拡大、 木質資源の利用の多角化を推進





#### 国民参加の森林づくり等の推進

○森林吸収源対策に関する国民の理解の促進、 森林ボランティア活動、森林環境教育、 森林の多様な利用等を推進





### 吸収量の報告・検証体制の強化

〇吸収量の報告・検証に必要な森林資源 情報を収集するシステムを整備



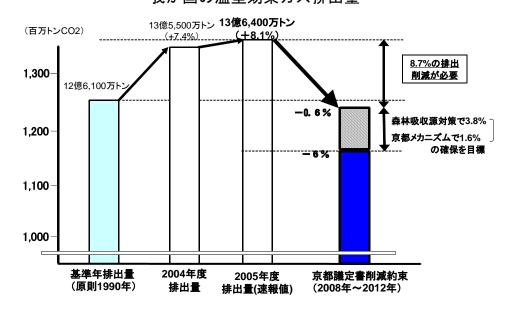


- 政府は、平成18年(2006年)8月、京都議定書に基づく我が国の割当量報告書 を気候変動枠組条約事務局に提出。平成2年(1990年)から平成16年(2004年) までの温室効果ガスの排出量・吸収量、第1約束期間における排出量の割当量、 森林の定義や森林経営の具体的考え方等について報告。
- 平成17年度(2005年度)の総排出量は、速報値(平成18年10月公表)によると 基準年総排出量を8.1%上回っており、6%削減約束の達成には、森林吸収源対 策と京都メカニズムが計画どおり進められたとしても、8.7%の排出削減が必要。
- 林野庁が試算したところ、森林吸収量の目標達成には第1約束期間が終了する 平成24年度までに毎年20万haの追加的な森林整備が必要であり、第1約束期間の 開始を目前に控え、対策の加速化が急がれる状況。
- このため、広く国民の理解と協力を得ながら、間伐等の森林整備を強力に推進 していくことが重要。

### 我が国における森林経営の考え方



### 我が国の温室効果ガス排出量



資料:環境省2005年度温室効果ガス排出量速報値